

## オンライン理論政策更新研修 受講規約

株式会社あきない総合研究所（以下「当社」という）が運営するオンライン理論政策更新研修（以下「オンライン研修」という）をお申し込み、受講する際は以下の利用規約に同意したものとみなします。

### ■オンライン研修の受講条件

以下の条件に同意いただくことで受講が可能となります。一つでも条件を満たさない場合は参加が認めないことをご了承ください。

- ・ クレジットカード決済で受講料を事前納付すること（他決済方法は認められません）
- ・ オンライン研修を受けられる環境を持っていること
- ・ PCまたはタブレット端末で受講すること（スマートフォンは原則的に不可）
- ・ 通信が遅延、または途切れることのない安定したネットワーク環境で受講すること
- ・ PCまたはタブレット端末にカメラ、マイク機能の両方を持つこと
- ・ Zoom 入室時に受講者の氏名（フルネーム）とメールアドレスの登録すること

### ■オンライン研修前の準備について

当社のオンライン研修はウェブツール「Zoom」を使用します。初めて Zoom を使う方は、インストール作業が必要です。事前に設定をお願いします。<https://zoom.us/>

オンライン研修開始の4営業日前までにお申し込み時にご登録のメールアドレスに、Zoom の参加 URL 及びミーティング ID 及び参加用パスワードを通知します。

また、同メールに研修資料を事前に PDF データでお送りします。

### ■オンライン研修の修了条件

受講確認と受講後確認の両方が認められた場合にのみ修了証を発行し、研修後に郵送にてお届けいたします。

受講後確認には、アンケートへの回答が必須となります。研修開始前のリマインドメールと受講後の修了確認メールの合計2度のメール配信でアンケート URL を送付します。

受講日の翌日から起算して2営業日以内の回答が必須です。期限内の回答が確認できない場合はスタッフより状況確認の連絡をさせていただきます。それでも回答がない場合は修了を認めることができません。なお、受講料の返還もいたしません。

#### ■オンライン研修時に、インフラ上の不具合が生じた場合の対処方法

当社のインフラ上の不具合が原因で研修を継続できない場合には、研修を無効とし、受講料を全額返金します。

返金方法は、クレジットカード決済を行ったカード会社を通じて受講者へ全額返金いたします。

受講者のインフラ上の不具合が原因で、受講が継続出来なくなった場合（当社スタッフが当日に受講者の通信状況を判断しています）原則的に修了認定を不可といたします。

ただし、研修の 50%以上を進行した場合は、当該研修の録画を補講し、課題案（各研修テーマ毎に各講師が設定）を提出し、回答内容に問題がないと判断されれば、後日受講を認定します。なお、録画視聴の方法はスタッフが別途メールにてお知らせします。

※オンライン研修を録画していることをご了承ください。

#### ■オンライン研修時の不正について

受講中の不正（離席、カメラ前に不在、カメラを OFF にする、聞き流し、居眠り、またグループワークに参加確認できない場合）が発覚した場合、講師及び当社スタッフは1度目に注意を行い、2度目の注意により強制退出（及び修了を認めない）を断行いたします。

※講師が設定する休憩時間は離席を認める

#### ■登録情報の取扱い

オンライン研修の提供に関連してオンライン研修の関連当事者（研修開催主体、講師等）に対して 業務遂行上個人情報を開示する場合があります、業務遂行上の個人情報の開示に関し利用者は、この開示を予め同意するものとします。

また、中小企業診断士の活躍と社会貢献的活動を促進するため、登録された連絡先にお知らせ、およびアンケートを送ることがあります。

あるいは、登録された情報を個人が特定できないよう処理した上で、統計的に分析し、利用することがあります。

当社は、個人情報の安全管理が図られるよう、関連当事者に対し、当該業務目的以外での使用や第三者提供を禁止し、当該業務終了後には、関連当事者が当該個人情報を適切な処置で廃棄又は当社に返還することを義務付けています。

#### ■免責事項

当社は、当サイト、Zoom サーバーから送信された情報が、ウイルス、または その他の有害な要素に感染していないことを保証いたしません。

当社は、直接的、間接的、付随的、懲罰的、必然的な損害を含みこれに限定されない、本ウェブサイト等の使用から生じるいかなる種類の損害に対しても責任を負うものではありません。

## ■紛争

本ウェブサイトへのアクセス、または本ウェブサイトを通じたお申込みに何らかの点で 関連する紛争に関してはすべて、大阪地方裁判所を管轄裁判所として指定します。

ただし、お客様が何らかの方法で当社の知的財産権を侵害した、または侵害すると提訴した結果、当社が大阪地方裁判所以外の裁判所に命令的、またはその他の適切な救済を求め、お客様がそのような裁判所での独占的な裁判権と裁判地に同意された場合を除きます。

この同意に基づく紛争は、紛争時に有効な日本国内法の下で行われます。

仲裁人の裁定は、拘束力があり、所轄の裁判所の判決としてみなされる場合があります。適用される法律によって許される限り、この同意に基づく紛争はすべて、仲裁手続きであるか否かにかかわらず、この同意に関わる他の関係者を含む紛争に適用されることはありません。

以上

2020年6月30日